

人権コラム 心、豊かに

◆外国にルーツを持つ人の人権

来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、様々なスポーツの話題を耳にするようになりました。中でも、日本と外国にルーツを持つ日本人選手について話題になることが増えてきました。

厚生労働省が行っている「人口動態調査」によると、2017年の出生数は約94万人で、このうち父母のどちらかが外国人である子供は約1万8千人となっています。これは約50人に1人が外国にもルーツを持つということであり、このことは珍しいことではなくなってきています。

しかし、特定の国の出身者であることやその子孫であることのみを理由に日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする行為（ヘイトスピーチ）といった、いわれのない差別や偏見を受けることがあるのです。

このことが、マスメディア等で大きく取り上げられるなど社会的関心が高まってきたことなどによって、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。法律の第三条（基本理念）では、「国民は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とされています。このように、外国にもルーツを持つ人が、そのことを理由に不当な差別を受けることがあってはならないのです。

現在、スポーツに限らず、幅広い分野で日本と外国にルーツを持つ人たちが活躍しています。さらに、外国人労働者の受入れ拡大等によって、外国にルーツを持つ人が増えていくことが予想されます。その中で、外見やそのルーツに捉われることなく、地域社会の一員として受入れることが「不当な差別的言動のない社会の実現」に必要なことではないでしょうか。